

## 小松島市ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小松島市印刷物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年小松島市告示第9号。以下「要綱」という。）に基づき、小松島市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載の範囲)

第2条 広告の掲載の範囲は、要綱第4条に定める基準を満たすとしてその広告の掲載を可とする決定を受けたもの（以下「広告主」という。）のホームページにリンクするものとする。

(広告の掲載位置、規格等)

第3条 広告はバナー広告及びテキスト広告とし、掲載の位置は原則としてホームページのトップページとする。

2 広告主は、掲載枠の位置については指定できないものとする。

3 バナーデータは、JPEG形式又はGIF形式（アニメーション不可）で、大きさが横140ピクセル×縦50ピクセル、20キロバイト以下のものとする。

4 画像のALT属性テキストは、「広告：」で始め、全半角を問わず30文字以内とする。

5 テキスト広告の文字数は、全半角を問わず30文字以内とする。

6 広告掲載期間中のデザイン及びリンク先の変更は、認めない。ただし、特別の理由により市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(広告の掲載の停止等)

第4条 市長は、広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等がこの要領等に違反していると判断したとき、又はそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する変更の求めに広告主が応じないときは、その広告の掲載を停止することができる。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1か月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、掲載期間が複数の年度にわたる申請は、することができない。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載料の減免)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認められるときは、掲載料を減額し、又は免除することができる。

(広告の掲載の申請)

第8条 広告の掲載の申請は、要項第8条の規定により、小松島市ホームページ有料広告掲載依頼申請書（様式）の提出によって行うものとする。

- 2 申請は、広告の掲載を希望する月の前月10日までに行わなければならない。
- 3 同一の広告主が申請することができる広告は、同時期に1件限りとする。

(広告掲載期間の延長)

第9条 広告掲載期間内に、市がその責に帰すべき事由によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が3日未満のときは、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責によらない理由により、市が広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が3日未満のときは、掲載期間の延長は行わない。

(免責事項)

第10条 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、改良等、火災、地震等の天災、第三者による不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故等により広告の掲載が停止したことによって生じる損害については、市はその補償の責めを負わないものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月25日から施行する。

別表第1 (「第6条 広告の掲載料」関係)

掲載期間	広告掲載料	割引率
1か月	5,000円	—
2か月連続	10,000円	
3か月連続	15,000円	
4か月連続	19,000円	5%
5か月連続	23,750円	
6か月連続	28,500円	
7か月連続	33,250円	
8か月連続	36,000円	10%
9か月連続	40,500円	
10か月連続	45,000円	
11か月連続	49,500円	
12か月連続	51,000円	15%